津和野町教育大綱

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が教育大綱として定めることとされています。

津和野町では、平成24年3月に教育委員会が策定した「津和野町教育ビジョン」があることから、総合教育会議においてビジョンを基本として町長と教育委員会が協議して、新たに「津和野町教育大綱」を定めました。

津和野町教育大綱の基本構想の実現に向けて、より一層町長部局と教育委員 会が連携を深め取り組んでいきます。

この大綱は、教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、「津和野町総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」とも整合性を図りながら、適宜、見直しを行います。

基本構想

学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり

~「ひと」が「まち」をつくり、「まち」が「ひと」をつくる~

基本方針

① 子どもたちが生きていくうえで必要不可欠な「生きる力」を身につけさせるために、保育園や学校、家庭、地域において「確かな学力(知)」「共に生きる心(共)」「健やかな体(体)」「豊かな心(情)」を育て、それらを統合する「こころざし(意)」をはぐくむ教育を目指します。

- ② 共に支えあい共に生きる心を養い、さまざまな考えや行動を認め合って、 共生できる豊かな人間性と人情味あふれる町民性の育成を図るために、「成熟 した個人」と「持続できる地域社会づくり」を目指します。
- ③ 誇れる歴史や地域の文化、自然を活かすために、「津和野人」としての自覚をはぐくむ教育を目指します。
- ④ 乳幼児から小中高生まで切れ目のない支援を推進して、夢のある子育ての実現を目指します。

平成28年 2月18日

津和野町長 下 森 博 之 津和野町総合教育会議